

「武蔵ヶ丘小版 新しい生活のやくそく」を活かして

武蔵ヶ丘小学校（根本まり子校長、全校児童332人）は、「ふるさとに誇りを持ち、お互いの違いを認め合い、夢に向かって生きる子どもの育成」を教育目標に掲げ、「笑顔いっぱい、腫かがやきプロジェクト」や「花いっぱい運動」に取り組みながら学校作りを進めています。特に本年度は、「武蔵ヶ丘小版 新しい生活のやくそく」を作り、児童、教職員、保護者と共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めています。今後も、学校・家庭・地域とONE TEAMとなり教育活動を進めていきます。



「武蔵ヶ丘小版 新しい生活のやくそく」を活かした授業の様子

短歌会

覚めぎはに硝子窓より光曳きてほの明るかり深き夜の月
朝採りのスイートコーンは冷たくて皮に包まれしっとりしている
休校にて思い出したる戦時下の村のお宮の分散教室
山道に椎の若葉の黄に萌えて今朝の歩みも軽やかなりし
家陰の淡き光を受けながら浮かびて白きトキワツユクサ

有久 賢治
梅田 國雄
佐藤せい子
中村トシエ
松本 東亜

菊陽句会報

きくよう文芸

花咲けば花たたへまた母徳び
休校で淋しき感じる子供の日
防疫マスク更に目に染む若葉かな
花は葉に終息はいつコロナ渦
豆ごはん家族の笑顔膨らめり
新茶摘み昭和一桁襷掛け
不器用なマスク作りもよしとする
形見なる母の石楠花真つ盛り

飲声の指差す向こうつくしんぼ
漬け置き茶碗そのまま春眠や
青空や母の忌日の鯉幟
葉に紛れかくれんぼする実梅かな
若楓光と風に遊びをり
あるなしの風にゆらぎて青簾
瞳閉じ囁り遠く身を委ぬ
遊学の子の荷送りて花曇

田島 三間
宮川ユキエ
紫藤 祥子
曾我 育代
曾我トモ子
緒方チエ子
米山るみ子
吉田 幸子

木村 信子
財津 早雪
原野レイ子
寺尾千代子
高橋 孝子
福田 貴子
北川しんじ
佐藤 澄世



人権啓発標語 「ありがとう そのひとことで かわれるよ」

菊陽南小学校 5年 酒井 美虹(現在6年生)

「小さな差別をなくす行動へ」



自分の考えを伝え相手の気持ちに寄り添う

私は、「ハンセン病問題学習」を通して、私自身にも重なる部分がたくさんあると思いました。それは、友達から聞いた話など確かめたりもせずに、そのまま信じてしまうことがあります。友達との話の中で、友達のうわさ話などがすることがあります。その中には、その友達が聞いた嫌なこと、傷つくことが多く、自分が言われて嫌な言葉ばかりがでていました。「これはダメだ。」と思っていても、そのままにしている自分がいました。自分が言われたら傷つくと分かっているのに、相手のことになるとそれが分からなくなってしまう自分の弱さにありました。そうならないように、相手のことを「正しく知る」ことの大切さをこの学習で考えることができました。

また、家族のつながりについても考えさせられました。隔離政策で家族と会いたくても、会えない患者さんの苦しみ、家族の苦しみはあってはいけないことだ

菊陽北小学校 6年 大久保美姫(現在中学1年生)

と思いました。私にも家族がありますが、いつも一緒にいるのでなかなかその大切さに気づきません。今の生活が当たり前ではなく、幸せなことなんだなあと思いました。母は私たちのために夜遅くまで仕事をしてくれています。私にできることは少しでも手伝おうと思いました。「ハンセン病問題学習」を通して、自分となかま、自分と家族について振り返ることができました。これまでの自分をみつめ、後悔したこともあります。自分にできる小さな差別をなくす行動を、一つずつでも実行していこうと思います。私は、自分の考えを伝え、相手の気持ちに寄り添えるようにしていきます。

(先生から)

ハンセン病問題学習を通して自分を素直に見つめなおすことができました。自分の中の差別性に気づき、後悔から生まれる自分を変えたいという思いから行動し始めた美姫さん。また家族についても親の労働に感謝したり自分にできることを考えたり当たり前を問い直すことで気づいたことがあったようです。自分にできる小さな差別をなくす行動につなげてくれるはずですよ。

オリンピック・パラリンピック開催をとおして「人権」を考える

2013年9月に開催都市が東京に決定し、2020年に予定されていた東京オリンピック・パラリンピック大会は2021年に延期されました。その東京都では2019年4月1日に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の実現を目指す条例」が施行されています。条例の第1条には「この条例は、東京都が啓発・教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。」と書かれています。オリンピック憲章（オリンピックの開催に関する取り決めを定めた文書）にうたわれる人権尊重の理念は、開催に当たっての6根本原則に

(根本原則2として)

「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進をめざすためにスポーツを役立てる」

(根本原則4として)

「スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなくオリンピック精神に基づきスポーツをする機会を与えられなければならない。」

(根本原則6として)

「このオリンピック憲章に定める権利及び自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく確実に享受されなければならない。」

として明記されています。また、開催都市の選定にあたって「立候補都市の国の政府はオリンピック憲章を遵守する法的拘束力のある証書をIOC（国際オリンピック委員会）に提出しなければならない」ことになっています。これらを経ての東京での開催であり、人権にかかわる世界の基準をクリアすることが日本に求められることになりました。2016年には「障害者差別解消推進法」・「ヘイトスピーチ解消法」・「部落差別解消推進法」、2019年には「アイヌ新法」が施行されました。そして、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」が国会で審議されています。オリンピック・パラリンピック開催に合わせて国際的にも日本における人権確立の営みが注目されています。